

昭和三十四年二月十三日招集
第二回市議会臨時会々議録

271

313

山崎三達
其七〇七

昭和三十四年館山市議今第二回臨時今々議録

一 昭和三十四年二月十三日午後二時館山市議今才二回臨時今
々館山市役所分館今議室ト招集

一 出席議員数二九名

- 一 番 石井 潔 二 番 望月 暉作
- 三 番 小沢 太助 六 番 山本 昇
- 七 番 遠山 ヨネ子 八 番 田村 喜兵衛
- 九 番 後藤 ゆり子 一〇番 山口 房治
- 一一番 佐久間 為次郎 一二番 小浜 光義
- 一四番 大野 清五郎 一五番 磯辺 周雄
- 一六番 鈴木 孝 一七番 小沢 惠太郎
- 一八番 鈴木 市藏 一九番 小谷 無達
- 二〇番 田中 祿郎 二一番 吉田 勇治郎
- 二二番 金木 久一 二三番 飯田 義男

二四番 秋山 万次 二五番 菽生田七郎

二六番 田中 忠藏 二七番 黒川佐太郎

三〇番 安西 政治 三一番 嶋貫 壮作

三三番 可世木 芳藏 三四番 高橋 文治

三五番 嶋田 繁

一次席議員數四名

四番 脇田 順一 一三番 中村 良五

二九番 松本 藤太郎 三一番 山口 康

法才二百二十一条による出席説明員

市長 田村 利男

助役 小出 武男

秘書課長 山谷 潤昶

建設課長 新井 重助

厚生課長 神作 啓次郎

農産統計課長 吉田耕一

教 育 長 工藤和平

庶務課長 鶴沢貫寛

隨查委員 肉 武天

一本議令の事務局長書記及び職員

事務局長 高梨清一

書 記 太田博雄

職 員 山口晴之

一昭和三十四年第一回^{臨時}市議令臨時令議事日程

昭和三十四年二月十三日午後二時開議

日程才一議案第三号 公平委員令委員送任につき同意を求

めるについて

才二、第四号 児童生徒用机腰掛の購入について

才三、第五号 起債について

日程才四 議案才六号 継続費の設定について

才五 才七号 館山市役所の位置を変更する条例制定

に付いて

才六 才八号 昭和三十三年度館山市文入支出追加更正予算

一本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

議長(石井) 深君 本日の出席議員数ニ文名 これより才ニ

四市議令臨時会を開会いたします。

議長(石井) 深君 本議会の議案説明の為 田村市長、小出

助役 兎戸課長 新井課長 山谷課長 吉田課長 神作

課長 渡辺書記長 工藤教育長 鴉沢課長、関監

査委員以上の出席を求めましたので報告申上げます。

議長(石井) 深君 ついで今議録署名員の決定を行います。

お諮りいたします。従来の例により議長へ指名
により決定いたします。ご異議ございませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(石井 潔君)が異議なしと認めます。

よって十九番議員小谷無達君、二十五番議員萩生
田七郎君以上両君に決定いたします。ことに異議
ございませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(石井 潔君)が異議なしと認めます。

よって決定いたします。

議案を配布いたします。

(「議案配布」)

○議長(石井 潔君)今期の決定を行います。

本日議会の今期の決定につきましては、議会運営協議会

の意見は本日一日ということでありませぬ。

お諮りいたします。今期は議令運管協議会の意見

通り決定いたしますことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 潔君)よって今期は本日一日と決定しました。

本日の議事はお手元に配布の日程表により逐次

上程いたします。

日程第一議案オ三号を上程いたします。

(書 記 朗 読)

議案オ三号 公平委員選任につき同意を求めらるについて

。秘書課長(山谷 昶君) 館山市の公平委員は三名 小

原 諭吉さん 小宮 軍一郎さん 大島 良太郎さんとお

願いしてありましたが大島良太郎さんは今回任期满

了につき現在一人欠員で再び大島さんをお願いした

いと思ひ提案した次です。

○議長(石井) 潔君は異議がございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(石井) 潔君満場一致が同意と認めます。
よって議案オ三号は決定いたしました。

○議長(石井) 潔君) 日程オ二議案オ四号を上程いたします。

(書目 記 朗 読)

議案オ四号 児童生徒用机腰掛の購入について

庶務課長(鶴江貫覚君) 議案オ四号につき説明いたします。
ます。

児童生徒用机腰掛の購入は三十四年度にふえます
増員分と使用不能になりまして補充分の机腰掛
各学校のを合せたものです。 鐘山木工、安田木工

笹子工務店と三社から見積りを取りましたところ
鉾山木工が最低で三十四万七千九百六十円ですので
購入契約をいそがしめました。児童二人用机腰掛の単
価千五百五十円、児童一人用腰掛の単価三百五十
円、生徒一人用机腰掛の単価千五百五十円です。
この支払時期は三十四年交分から支払います。

二番
分五日

暉作君オ一に支払期日の問題ですがなせ昭和三
十四年度に支払うか、要するに三十四年度当初予算
の中に入ると思うのですが。それはこの机腰掛は
すぐ出るだろうと思っておりますが支払期日について
三十四年度に払い三十三年度ではどうしてかえな
いのかをお伺いします。

庶務課長(鶴沢貫賞君)これは新年度の使用で新年度
の分から支払うわけですが新年度に入ってから注

文したのものは向に合いませんので注文だけは三十三
年迄に行い支拂いは三十四年迄にするわけです。

○議長(石井 潔 君)の異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(石井 潔 君)の異議なしと認めます。

よって本案は原案通り決定いたしました。

○議長(石井 潔 君)ついで日程が三議案が五号を上程いたします。
す。

(書 記 朗 読)

議案が五号 起債について

○総務課長(完 戸 貴 君)の説明いたします。

館山市の庁舎は三ヶ年継続事業として総支出額
一億一千五百万円の予定で施行する法人びこの財

深として起債を五千万円あふぐ予定でございます。
 今年交五百万円は許可の内定になっておりますの
 で議会の議決を経まして起債の申込みを考える
 のでございませう。この起債の申請に当りまして
 は起債の議決と継続費の議決と庁舎の位置変更
 条例の議決と予算の議決書を必要書類として
 添付しこれを二月十五日までに提出する様に指示
 を受けてありますので本日こゝに提案した次オヒす。
 ○三番(嶋貫壮作君)今完戸課長が申述べられた一億一千
 五百万円これは地所代を含んでおるのでございませ
 うか。(「含んであります」と呼ぶ者あり)庁舎をけし予
 算がすね

総務課長(完戸 貴君)庁舎とそれから附帯した必要品。
 議長(石井 潔君)地所に質疑ございませぬか。

(夏議なしと呼ぶ者あり)

○議長(石井 潔君)が夏議なしと認めます。

よって本案は本案通り決定されました。

○議長(石井 潔君)ついで日程才四議案才六号を上程いたします。

(書目 記 朗 読)

議案才六号 継続費の設定について

○総務課長(完戸 貴君)の説明をいたします。

才六号議案は地方自治法の二百三十一文条の定めるところによりまして、館山庁舎建設も三ヶ年継続事業として行おうとするものゆゑ、一つの事業が二つの会計年度以上になりましたる場合はその年期间各年度の支出額を定め議会の議決を経る必要が如何い

ますので提案いたしました次方でございます。

まず継続年度事業は昭和三十三年、四年、五年年度の
三ヶ年として総額の支出は一億一千五百万円とさ
めこの内工事費の合計は一億一千四百五十一万円
で四十九万円が事務費その他ということになつて
あります。この財源は起債総額を五千万、積立
金の繰り入れを三千万一般財源を三千五百万計画
いたしましたのでございます。各年度別の計画内訳
はこの方法書によりましてご了承をお願いいたし
と存じます。

○五番(教生田七郎君)と伺います。が三年度の
建築費の問題です。この工事費の一億一千四百五
十一万円というものが、この工事費いわゆる庁舎の附
け器備品費その他が含まれているものですか。どうで

すか。もう一つお伺いしたいのは……(雑音多く聴取
不能)……三千五百万円は一般財源として支出さ
れる。その結果いわゆる一般の支出金に是が非で
もしり寄せと余儀なくされるのではないか。緊急
的の一般経費というものはある程度減らされ非
常に無理をするというようないことがないでしょうか。
この点につきお伺いいたします。

。建設課長(新井重助君)をばいませのオ一兵の質問にお答え
いたします。

この三ヶ年間の継続費の内訳等その他は本館の
……(発音不明瞭につき聴取不能)……そのものとそ
れに付随いたします……とか電話線の配管、
電話交換台は全部含めておぼします。今詳細
の内容はどうかはちよつとわかりませんので

了承願いたいと思ひます。

○助役(小出武男君)三ノ年間一般賦課として三千五百万
円のものを入投するのでその結果一般予算中にし
わ寄せがくるのではないかというのが質問ですが今年
度予算につまましてはたゞ今計数整理の段階
に入っておりませんが私ども当初から頭を痛め
ており必要経費優先をモットーとして編成し一
応線は、^(可条則)つくりしつゝ、たのむでいずれ近いうちに
議令において審議になるかと思ひます。私ども
の考え方は今申しました極端なものであり
ます。ことを了承願いたいと思ひます。

○二五番(萩生田七郎君)極端なしわ寄せはないんかと
若干あるだろうが……(発音不明瞭につき聴取不能)
……こういう見通しだと解釈してよろしいですか。

。助役（小出武男君）でようございませう。

。大番（山本昇君）三ヶ年計画問題でこれに伴い支出方法書ですが起債の額について一々お聞きました
いと思えます。三十三年度の五百万円が内定に
なりという、その方法というようなお話しですが三十四
年迄における三千五百万三十五年の一千万の見通
しについてのお考えをお伺いしたい。もう一つ三ヶ
年間のわたり一応一つの工事費にしてもあるいは
起債の面についてもこうして具体的にきめて
ありますがいろくやった場合もし予定通りに
いかないとまたあらためてこういってものを「更に
……（雑音多く聴取不能）……合せてお聞きたい
と思えます。

。助役（小出武男君）起債を一応五千万円に推定しての申請

のすばりの実につまましては今後の努力があるわけ
 で一応本年年度の起債の申見通しにつままして三
 千五百万というりは確定の分でございます。その
 後幾らいか折衝を続けてあります。もう一千五
 百万の増額を目標としてやってあります。三
 算の一つの操作といまして三十三年度四年
 度とニヶ年間にやりますことは起債の獲得に
 不合理な実がございまして本年五百万円を
 増額して三千五百万としてさらに一千万だけ
 を三十五年年度にのばしたのでありますが折衝の方法が
 非常にやり良いのでかような考え方にしたので
 す。大体見通しとしては三千五百万の起債は予
 想できるような気がします。は、きり申とグ
 られません。更に三十五年年度の一千万が今後私ども

の努力により全カを上げてこの額を獲得したいと考
えております。オニ突のこの計画に変更がある場
合はどうかという質問ですがこれが更に明記した
金額と増減が起ってくると思っております。増加した
場合はあらためて皆さんのご議決をいたしたいと思います
と思っております。

議長(石井 深君)他にご質問ございませんか。

(ご質問なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 深君)よって本案は採案通り決定いたしま
した。

議長(石井 深君)次いで日程才五議案才七号を上程いたしま
す。

(書目記 朗読)

議案オ七号 館山市役所の位置を変更する条例制定について
 総務課長(完戸 貴貞君)の説明をいいたします。

館山市役所の現在の位置は昭和十四年十一月三日の告示により北条の千八十七の一同千八十七の三、同千八十八の一に置いてございすすが今回この位置を北条の千四十五番地の一に変更するものでございす。最初
 は庁舎が完成してから移転するときにこの位置の変更の議決をお願いする考えでしたが庁舎起債を修正するにはこの位置を変更するといふ条例制定の議案がなければならぬことになり
 ましたので提出した次第です。所以で施行期日は別にその特規則で定めて決定したいと考えており
 ます。(一覽議案とすと呼ぶ者あり)

議長(石井 潔君)これより議案オ七号の採決を行います。

念の爲申上げます。本案採決に關しましては
地方自治法才四條才三項の規定により出席議員
の三分の二以上の多数の議決を團要しますので本
案採決は起立により行います。
本案賛成の諸君のが起立を求めます。(全員起立)
満場一致可決いたしました。

議長石井 潔君 ついで日程才大議案才八号を上程いたし
ます。

(書目 記 朗 読)

議案才八号 昭和三十三年度館山市才入才出追加更正予算
。厚生課長神作若次郎君 歳出九款の保健衛生費ニ二
節の委託料六千三百円はジフテリア患者が發生
した爲に計上しました。

五項の結核予防費一月の需要費は最初の見通し
 ですと間接精密撮影に当り見込み違いがありました
 て十五万七千三百円を更正いたしました。七項の火
 葬場費一二節の消耗品費四千五百円はドロ、骨
 つめ、骨受りの代でございます。一二節燃料費一
 万八千円は火葬用の燃料費千三百リッターをお願
 いいたしました。九項の環境衛生
 費三三節負担金補助及び交付金でございます。が
 新生活運動優良実践団体の補助金として西町
 内へ一万一千円、北条小学校に一万円交付されま
 した。一三項の清掃費九節賃金十二
 万六千五百円は清掃人夫が八月に三名増員した
 為に不足をいたしましたので計上いたしました。一九
 節の手数料二千円は糞尿汲取料共同便所の

汲取料が不足いたしましたので計上しました。いづれよ
ろしくお願ひいたします。

。総務課長(完戸 貴君)一三款へ選挙費につき説明申
上げます。

選挙管理委員今の経費として賃金筆翻訳料
一万二千円計上しましたがこれは来る四月に行わ
れます選挙に備える為の名簿その他^調の整に要す
る費用でございます。二項の選挙啓発費として五万
円計上しましたが今回県から選挙啓発委託費とし
て五万円参りましたので全額計上いたしました。
なお四款の知事選挙につきましては二万七千二百円
予算残額を生じましたのでこれを更正いたすもの
でございます。

。建設課長(新井 重助君)一五款庁舎建設費について説

明いたします。

先程三十三年度の五百万を追加しまして八百六十万と
いたします。 工事請負費五百六十六万四千円、二日
の需要費で報償費より二万円を審査謝礼といたし
ます。 二二節の委託料 設計監理委託料でございます
ますがこれを五十万円減しまして工事費の方にまわ
します。 二四節の工事請負費は事業費に計上して
ございますので一目の工事費へ回し十四万四千円に
しました。 以上でございます。

。総務課長(完 戸 貴君)つゞに文入について説明申上
げます。

才文款の国庫支出金としまして七万二千二百八十円
を計上いたしましたがこの内二万二千二百八十円が統計
調査委託金で五万円が選挙委託金でございます。

この統計調査は十二月三十一日現在で工業統計調査
を實施いたしますのでこの調査委託金でございませ
選挙啓発費は特別に委託金が交付されましたの
で計上いたしましたものもございませす。

オ七款 果支出金の二万四千円は新生活運動補助
金として特に交付されたので全額賦添にしました。
十一款 市債は庁舎建設事業債として五百万円
計上しましたが三十三年度において八百六十万円
工事をする予定でございませす。その内今年度分とし
て五百万円 市債を計上しました。

以上支入支出五百九万三千二百八十円の更正額で
ございませす。

○議長(石井 潔君)ご質疑ございませんか。

○二五番(萩生田七郎君)市長にお伺いしたいんですが新し

い庁舎に移りますと誠に結核患者とい、ますか：
 ……（発音不明瞭につき聴取不能）……それを一つ
 そうしてもういたいと思います。これは現疾問題と
 して市更員の中には患者があります。しかし新
 しい庁舎に移る場合そういう人に完全な休養を
 与え完全な体にして出てもらいたいと思つうので
 この点のお考えともう一つ養育処理費学校そ
 の他非常に重大な問題になってあります。それが
 についての処理方法につき学校中非常に困つて
 おるので恒久的な構想を市長さんにお伺いした
 いと思ついます。

の厚生課長（神作啓次郎君）汲取りについての大体の構想を
 申上げますが市内にも専属の業者が五軒あり市と
 しては市内の幼稚園小中学校当りを汲取と考え

バキュームが百五十万その他運転手及び助手二名人
件費及びため池がありますが、シヨオカソウ四ヶ所
造ることになりますとは、きり甲エゲられます
バキュームとよりりますと膨大な予算がなけれ
ば、で始めることが出来ないという大きな問題で
あります。相寄市内の幼稚園小中学校がけでな
く一般市民まで呼びかける今後の方針というも
のを考えてみなければいけないので十分この点に
ついては研究してみたいと思っております。以上で
す。(了承)と呼ぶ者あり)

○市長(田村利男君)課長は見込み違いという言葉を使
ってありますが見込み違いでなくて当然来る予定
の数字でして結局今の状態では結核検診をうけて
肺病の折紙をつけられることがかわいからう受けな

いという人ではなくして要するに横着と忙しいと二つの理由により受けないのが多いようで徹底的に啓蒙してうける様に努力してあります。金が余ったというわけではございません。それから新庁舎の前段所の更員の結核の問題は現在胸部疾患が二人あります。これを当分医療させまして徹底的な休養を与えておりますがなお無理をした者があるとすればこれも定期的に町の医者でなく保健所の医者に健康管理をやらせてありますのでその方法をもって処置をしております。

○三五番(菽生田七郎君)実は新庁舎皆入って……(発言不明瞭につき聴取不能)……十分休養期間を与えてやる。それには……あるかないかもう一回検討する必要がある。ことを私はお願いするわけです。

○議長(石井 潔君)他にどう質疑ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 潔君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案通り決定いたします。

これをもちまして議案全部議了いたします。

長時間ありがとうございました。

午後四時二十分閉会

右会議の次第を録し、に署名す。

昭和三十四年二月十三日

館山市議会議長 石井 潔

同 署名議員 小谷 圭造

同 萩生 田七郎

